

センターのご利用について

※令和2年4月1日より、①県北・会津・いわき支所の開所日が変わります。また、②会津支所の所在地が変わります。

最寄りの事務所・支所(開所日における受付時間 平日9:00~17:00予約不要)まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

〈福島事務所〉 引き続き月～金曜日に開所いたします

福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル2階)
*入居者用ではなくテナント用のエレベーターをご利用ください。

〈県北支所〉 毎週月・水・金曜日に開所いたします

福島県福島市霞町1-52(福島市市民会館503号室)

〈会津支所〉 毎週火・木曜日に開所いたします
支所の所在地が変わります

福島県会津若松市追手町7-5
(福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2)
*松長1丁目の支所及び出張窓口は閉鎖します。*郵送物は福島事務所へお願いします。

〈いわき支所〉 毎週月・火・木・金曜日に開所いたします

福島県いわき市平字小太郎町1-6(いわきセンタービル4階)

〈相双支所〉 引き続き月～金曜日に開所いたします

福島県南相馬市原町区本町2-1
(南相馬市役所北庁舎2階)

○ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm

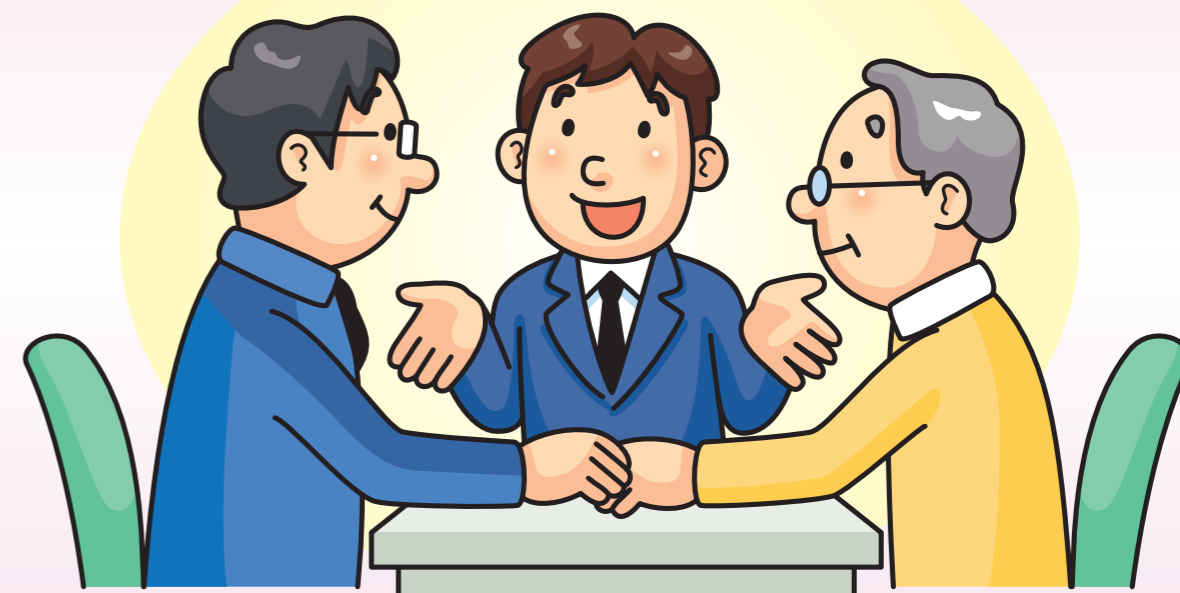
又は



原子力損害賠償紛争解決センター

検索

原子力損害賠償紛争解決センター での和解决例の抜粋



原子力損害賠償紛争解決センター

※和解决例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

※本資料は、令和元年12月までの和解决例の中から抜粋したものです。

※詳しくは、以下のホームページで、個人・事業者、住所地、業種、損害項目などにより分類した和解决例をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm

○お問い合わせ 原子力損害賠償紛争解決センター



0120-377-155

(受付時間 平日10:00~17:00)

申立書の送付は、原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所(〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 9階)にお願いいたします。 令和2年5月発行

目次 contents

I. 個人

個人：避難費用などの賠償の例	1~5
個人：精神的損害の賠償の例	6~7
個人：就労不能損害の賠償の例	8~9
個人：除染費用 / 放射線測定器購入などの賠償の例	10~11
個人：財物損害の賠償の例	11

II. 事業者

事業者：農林水産業に関する賠償の例	12~17
事業者：製造業・加工業に関する賠償の例	18~20
事業者：販売業に関する賠償の例	21~27
事業者：建設業 / 不動産業に関する賠償の例	28~29
事業者：医療業に関する賠償の例	30
事業者：観光業に関する賠償の例	31~32
事業者：サービス業等に関する賠償の例	33~37



個人：避難費用などの賠償の例

自主的避難の実行による出費の賠償

(賠償終期が延長された賠償例)

- ・自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（大人2名、子供3名）について、**末子が幼児**であること、他の子供も避難先で定着していること、**夫が避難先で自営業を始めている**ことなどを考慮し、平成24年12月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例（被申立人は、平成24年1月以降の避難に基づく賠償には合理性がないと主張していた。）。（和解事例871 和解成立日 平成26年2月6日）
- ・自主的避難等対象区域（伊達市）から家族のうち1名（大人）が平成24年1月に避難を開始した申立人らについて、**自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かった**こと等を考慮し、請求のあった平成25年1月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例。（和解事例885 和解成立日 平成26年2月21日）
- ・父が仕事のため避難先からいわき市（自主的避難等対象区域）に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている家族について、**母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児**であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例。（和解事例904 和解成立日 平成26年3月20日）
- ・自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である**外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等**が賠償された事例。（和解事例1024 和解成立日 平成26年12月19日）
- ・自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らのうち、平成23年6月に山形県に自主的避難を開始した申立人1名について、近隣に住む申立人らの長男夫婦及びその子らと一緒に**自主的避難を行うことを原発事故直後から計画**していたこと、**長男の妻の出産を待って自主的避難を開始**したこと、**長男夫婦及び孫らもほぼ同時期に自主的避難を開始し、避難先も近接**していたことなどの事情を考慮し、平成23年8月までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例。（和解事例1040 和解成立日 平成27年1月30日）
- ・自主的避難等対象区域（福島市）に妻子と共に居住していたが、原発事故直後に妻子のみが避難し（現在も避難継続中）、その後、平成25年中に妻と離婚した申立人について、平成26年9月まで**毎月1回の子との面会交通費**（1km当たり22円のガソリン単価に往復の距離を乗じて得られる金額）が賠償された事例。（和解事例1049 和解成立日 平成27年2月24日）
- ・自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年12月に関東地方の専門学校に進学し入寮した申立人について、**申立人の進学には自主的避難の側面もあることを考慮して、寮費の5割**の限度で賠償を認め和解が成立した事例。（和解事例1068 和解成立日 平成27年4月16日）

個人：避難費用などの賠償の例

自主的避難の実行による出費の賠償

(賠償終期が延長された賠償例)

- ・自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人らのうち、申立人父の通勤費増加分について、**申立人父の勤務状況、通勤状況等を考慮して、新幹線定期代利用分の全額**（勤務先から支給された通勤費を除く）の賠償が認められた事例。（和解事例1083 和解成立日 平成27年6月2日）
- ・県南地域（白河市）から避難した申立人ら母子（未就学児を含む）について、**自宅付近の除染状況、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上**あること等を考慮し、平成25年5月分までの避難費用、生活費増加分等の賠償が認められた事例。（和解事例1111 和解成立日 平成27年8月17日）
- ・いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、**畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難**した申立人らについて、避難の合理性を認め、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例。（和解事例1117 和解成立日 平成27年8月27日）
- ・自主的避難等対象区域（福島市）から県外に自主的避難を実行した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用（交通費、面会交通費等）、生活費増加分、避難雑費等のほか、**平成27年10月に福島市の自宅に帰還した際の引越関連費用**が避難費用として賠償された事例。（和解事例1196 和解成立日 平成28年6月23日）
- ・自主的避難等対象区域（田村市）から避難した申立人ら（原発事故当時89歳の申立人母と息子夫婦）について、平成23年4月分及び5月分の、**避難先で宿泊した介護施設の利用料と原発事故以前に申立人母が利用していたデイサービスの利用料との差額分**が賠償された事例。（和解事例1202 和解成立日 平成28年8月4日）
- ・自主的避難等対象区域（田村郡三春町）から平成24年3月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘3人（平成11年生まれ、平成14年生まれ及び平成20年生まれ）について、**平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等**が賠償された事例。（和解事例1216 和解成立日 平成28年10月19日）
- ・自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成23年4月下旬頃、他県に避難した申立人ら（夫婦及び子3名）について、事故当時高校生であった申立人子が、避難前は授業料無償の公立高校に通学していたのに対し、避難先では、避難者の公立高校への編入に関する特例措置が取られていなかったために、**授業料有償の私立高校に転校せざるを得なかったこと等を考慮し、生活費増加費用として授業料増加分の5割**が賠償された事例。（和解事例1224 和解成立日 平成28年11月18日）

個人：避難費用などの賠償の例

自主的避難の実行による出費の賠償

(賠償終期が延長された賠償例)

- ・原発事故当時、自主的避難等対象区域（福島市）で申立人夫と同居し、原発事故後に申立人夫と離れて他県のアパートに避難した申立人妻及び申立人子2名について、**平成28年4月、申立人夫と同居するために、同アパート付近に建築した戸建て住宅に転居したことに、その転居費用等が賠償された事例。**
(和解事例1230 和解成立日 平成28年11月30日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人らについて、平成24年の県民健康調査や平成25年に受けた検査等によって申立人らのうち未成年者を含む**3名の甲状腺にのう胞が発見されたことから、同年7月以降に申立人らのうち未成年者を含む4名が自主的避難を実行した**ことにつき、同月分から平成27年3月分までの避難費用等が賠償された事例。
(和解事例1246 和解成立日 平成29年1月20日)
- ・県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人母・子2名（未就学児を含む。）について、**自宅付近の除染が進まず、放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上**であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成25年9月分までの避難費用等が賠償された事例。
(和解事例1256 和解成立日 平成29年3月10日)
- ・自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区から避難した申立人ら（夫婦及び子2名）の避難費用について、**自宅周辺の放射線量等を考慮して、平成27年3月分まで自主的避難等対象区域と同水準で賠償**された事例。
(和解事例1266 和解成立日 平成29年4月21日)
- ・自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人夫婦について、申立人夫が透析治療を受けるために避難をしたことにつき、平成23年8月分までの避難費用、生活費増加分が賠償されたことに加え、申立人夫について、**障害の程度や避難先で透析治療の時間が短縮**されたこと等を考慮して、同月分までの精神的損害の増額分として8万円が賠償された事例。
(和解事例1315 和解成立日 平成29年10月2日)
- ・県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（父、母、長女、長男（平成26年出生））について、平成23年4月頃に申立人母・長女のみが避難した後、平成24年3月頃、更に申立人らで避難したことに、**自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上**あること等を考慮し、平成24年9月分までの避難費用等が賠償された事例。
(和解事例1359 和解成立日 平成30年2月26日)
- ・自主的避難等対象区域（相馬市）から県外に避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら）について、**自宅周辺の放射線量等**を考慮して、平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加分等が賠償された事例。
(和解事例1398 和解成立日 平成30年6月12日)

個人：避難費用などの賠償の例

自主的避難の実行による出費の賠償

(賠償終期が延長された賠償例)

- ・自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら夫婦について、**申立人妻が原発事故直後に別世帯の子や孫らと避難**をしたことを考慮し、平成23年8月分までの避難費用（避難交通費、申立人夫との面会交通費）及び生活費増加分等が賠償された事例。
(和解事例1411 和解成立日 平成30年7月19日)
- ・宮城県丸森町耕野地区から避難をした申立人らについて、**自宅周辺の放射線量等**を考慮し、平成24年11月分までの避難費用等が賠償された事例。
(和解事例1413 和解成立日 平成30年7月23日)
- ・自主的避難等対象区域に居住していた申立人母子について、**平成24年8月に行った線量のより低い同区域内の別の自治体への避難**につき合理性を認め、同月分から実家に転居するなどして避難を終了した平成25年8月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例。
(和解事例1461 和解成立日 平成30年10月18日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）から申立人母子が山形県内に避難し、申立人父が福島市内に継続して居住した申立人らについて、申立人母の**就労不能損害並びに二重生活に伴う生活費増加分、避難雑費、申立人子が幼稚園を転園したことによる保育料の差額全部及び転園先の幼稚園で必要とされたスキーウェア代の一部等**が賠償された事例。
(和解事例1498 和解成立日 平成31年2月1日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年3月に避難した申立人ら（成人2名及び子ども2名）について、**避難以前は、自家栽培の野菜や養鶏による鶏卵を食べて生活していたところ、避難先では養鶏が行えなくなったこと、野菜についても平成24年3月以降は避難先での栽培を再開したものの収穫量は避難以前よりも減少したこと等の事情を考慮し、平成25年3月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・米・鶏卵）**が賠償されたほか、平成27年3月分までの避難費用及び避難雑費が賠償された事例。
(和解事例1521 和解成立日 平成31年3月19日)
- ・自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（父、母、子ども2名、祖母）について、平成27年3月分までの避難費用（避難交通費、引越費用、面会交通費、一時立入費用）、生活費増加費用（二重生活費増加分）、避難雑費（子ども1名につき、平成26年8月分までは月額2万円、平成26年9月分から平成27年3月分までは月額1万4000円）等の他、避難により退職を余儀なくされた申立人父の**就労不能損害として、退職日の翌日から避難先で再就職した日の前日までの約6か月間について、避難前の勤務先の収入を基に算定した給与相当額**が賠償された事例。
(和解事例1551 和解成立日 令和元年5月22日)

個人：避難費用などの賠償の例

自主的避難の実行による出費の賠償

(短期避難の実行に要する出費の賠償例)

- ・長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（桑折町）に滞在し続けたが、**放射能から少しでも逃れるために休日に山形県や岩手県への短期の避難を実行**した申立人ら家族（大人3名、子供3名）に、平成24年の短期の避難に要した移動費用の一部が賠償された事例。
(和解事例777 和解成立日 平成25年11月21日)
- ・長期間の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域（郡山市）に滞在中の申立人ら家族（大人2名、子供1名）に、**放射能から少しでも逃れるために週末などに会津、仙台、宇都宮等への短期の避難を実行**するのに要した平成24年及び同25年の移動交通費の一部が賠償された事例。
(和解事例814 和解成立日 平成25年12月16日)

(帰還に要する出費の賠償例)

- ・自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら母子について、原発事故後も福島県内にとどまった申立人父と再び同居するため、**平成30年3月に避難先の山形県から福島県に帰還した際の交通費及び引越費用**が賠償された事例。
(和解事例1473 和解成立日 平成30年11月19日)

個人：精神的損害の賠償の例

日常生活障害慰謝料の増額

- ・自主的避難等対象区域（福島市）から避難した**要介護4の夫とその介護をしていた妻**について、夫婦の**避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来した**ことなどを考慮し、精神的損害をそれぞれ6万円増額した事例。
(和解事例827 和解成立日 平成26年1月6日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）の病院に長期入院しながら**透析治療**を受けていた申立人（身体障害1級）について、原発事故直後に同**病院が閉鎖されて避難を余儀なくされた上、各地の病院を転々とさせられ、十分な透析治療を受けられなかった**ことなどを考慮し、精神的損害等が中間指針第一次追補において示された額よりも20万円増額された事例。
(和解事例831 和解成立日 平成26年1月8日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）から東京都に避難した申立人ら（夫婦とその子2名の世帯）について、**持病をもつ妻と子1名**のために良好な環境を求めていわき市に移転したという経緯や、原発事故により**家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っている**ことなどの原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害が中間指針第一次追補において示された額よりも世帯全体として40万円増額された事例。
(和解事例977 和解成立日 平成26年9月11日)
- ・県南地域（西白河郡）から原発事故の日に秋田県に避難を開始した申立人らについて、**足が悪く、歩行やトイレに介助を要する80歳代の高齢者を連れた避難**であったことなどを考慮して、東京電力平成25年2月13日付プレスリリースに基づき支払われた賠償金のほかに、平成23年3月22日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例。
(和解事例1005 和解成立日 平成26年11月18日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人について、避難直後に**持病の統合失調症が再発し、入院に至ったところ、原発事故の影響割合を6割**として、治療費及び入院慰謝料が賠償され、退職した平成23年4月から平成25年3月までの就労不能損害（ただし、平成23年9月以降は原発事故の影響割合は6割。）が賠償された事例。
(和解事例1058 和解成立日 平成27年3月18日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らのうち、**体幹機能障害（身体障害3級）がある女性と右上下肢機能の著しい障害（身体障害3級）がある男性**の精神的損害につき、それぞれ10万円の増額が認められた事例。
(和解事例1016 和解成立日 平成26年12月3日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らのうち、**視覚障害（身体障害者等級1級）を有する母の精神的損害**につき、16万円の増額が認められた事例。
(和解事例1079 和解成立日 平成27年5月27日)

個人：精神的損害の賠償の例

日常生活阻害慰謝料の増額

- ・自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら夫妻について、申立人夫が**透析治療の必要な腎臓機能障害及び視力障害等の身体障害（併せて身体障害1級）**を有していたこと、避難に伴い申立人夫への介護の負担が増大したこと等の事情に鑑み、申立人らの精神的損害につき、合計24万円の増額が認められた事例。
(和解事例1112 和解成立日 平成27年8月19日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）の病院で定期的に透析治療を受けていたが、県外に避難して同所で**透析治療を受けていた申立人（身体障害1級）**について、避難状況や病院の受診状況等を考慮し、精神的損害につき10万円の増額が認められたほか、避難先での宿泊費用及び通院交通費等の賠償が認められた事例。
(和解事例1147 和解成立日 平成27年11月26日)
- ・自主的避難等対象区域（郡山市）から避難をした**身体障害者等級1級の申立人子（成人）及びその介護をした申立人父母**の精神的損害について、避難先での申立人子の生活状況、申立人父母の介護の負担等の事情を考慮し、それぞれ16万円の増額分等が賠償された事例。
(和解事例1374 和解成立日 平成30年4月5日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、**原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化**したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との因果関係があると認め、平成28年11月末までの通院慰謝料（原発事故の影響割合7割5分）及び平成30年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。
(和解事例1389 和解成立日 平成30年5月23日)

(死亡慰謝料)

- ・原発事故当時、自主的避難等対象区域内の病院に認知症により入院し、誤嚥性肺炎を発症したため栄養管理状態になっていた90歳近い高齢者が、**原発事故による病院閉鎖のため転院を余儀なくされ**、その後、元の入院先に戻ったものの平成23年6月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された事例。
(和解事例736 和解成立日 平成25年10月28日)
- ・自主的避難等対象区域（平田村）の介護老人保健施設に入所していたが、同施設が**避難者を大量に受け入れたために介護環境が悪化**し、平成23年7月に肺炎を罹患して転院先の病院で死亡した高齢者について、原発事故の影響割合（10%）を考慮した上で、相続人である申立人らに慰謝料及び逸失利益等の賠償が認められた事例。
(和解事例1136 和解成立日 平成27年10月22日)

個人：就労不能損害の賠償の例

就労不能損害

(避難の実行による就労不能損害)

- ・自主的避難等対象区域外である宮城県丸森町耕野地区から平成23年3月中旬に避難を開始した申立人について、**福島第一原子力発電所との位置関係、公表された同地区の放射線量等**を考慮し、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害等の賠償が認められた事例。
(和解事例1090 和解成立日 平成27年6月15日)
- ・いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、畜産業を営んでいた**申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難した申立人ら**について、避難の合理性を認め、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例。
(和解事例1117 和解成立日 平成27年8月27日)

(滞在先の勤務先の閉鎖・縮小による就労不能損害)

- ・自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、福島市内の勤務先に、定年退職後、平成23年3月末までの有期契約で再雇用されていたが、原発事故に伴い同年3月下旬に解雇された申立人について、**原発事故がなければ雇用契約が更新されていた可能性が高かった**ことを考慮し、平成25年6月1日以降の就労不能損害の賠償が認められた事例。
(和解事例834 和解成立日 平成26年1月8日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同市内の観光会社で勤務していたが、**原発事故後の観光客の減少により勤務先が営業損害を被ったため退職を余儀なくされ**、別会社に再就職した申立人について、就労不能損害として平成26年5月までの給与の減収分が賠償された事例。
(和解事例1003 和解成立日 平成26年11月13日)
- ・母国政府からの避難勧告を受け、自主的避難等対象区域から**母国に避難し、平成24年3月に日本に帰還した外国籍の申立人**について、子2人を連れて避難したことや避難を開始した時期等の事情を考慮して、平成24年3月までの避難に合理性を認めた上で、避難により休職を余儀なくされた期間（平成24年3月まで）及び日本帰還後の再就職先において原発事故前と同程度の稼働状況に戻るまでの期間（平成25年12月まで）の就労不能損害が賠償された事例。
(和解事例1029 和解成立日 平成27年1月7日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、旧警戒区域内（楢葉町）の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成23年5月に九州地方に転勤した後、原発事故の影響による**工場閉鎖に伴う永続的な九州地方への配転命令を断り平成25年7月に退職**したことに伴う就労不能損害の賠償を認めた事例。
(和解事例1077 和解成立日 平成27年5月25日)
- ・自主的避難等対象区域（田村市）に居住していたが、原発事故の影響により**勤務先工場が閉鎖**されたため、勤務先から解雇された申立人について、**これまでの勤務状況や勤務先における定年等を考慮**して、平成27年5月分までの就労不能損害の賠償が認められた事例。
(和解事例1113 和解成立日 平成27年8月20日)

個人：就労不能損害の賠償の例

就労不能損害

(滞在先の勤務先の閉鎖・縮小による就労不能損害)

- ・自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、同地区の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇された申立人について、**求職活動を継続しているものの、事故前と同種の仕事は募集が少なく、就職できていないこと**等の事情を考慮して、平成27年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。
(和解事例1115 和解成立日 平成27年8月21日)
- ・自主的避難等対象区域（田村市）に居住し、同区域内の工場に勤務していたものの、原発事故後に**同工場が閉鎖となり、他の工場への異動を希望せず自主退職**した申立人について、申立人が母の介護をしながら勤務していたこと等を考慮して、平成27年3月分までの就労不能損害が賠償された事例。
(和解事例1134 和解成立日 平成27年10月19日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、旧避難指示解除準備区域内（楡葉町）の工場に勤務していたものの、原発事故後に**同工場が閉鎖となって解雇され、その後市の嘱託職員（契約期間1年の更新制）として再就職**した申立人（事故時40歳台）について、平成28年2月分までの就労不能損害として、減収分（影響割合10割）が賠償された事例。
(和解事例1207 和解成立日 平成28年9月8日)
- ・自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、同区域にある航空会社の事業所に勤務していたが、原発事故の影響による同事業所の閉鎖に伴い解雇され、平成24年5月に他業種の会社に再就職した申立人（原発事故当時39歳）の就労不能損害について、申立人は、**再就職前には求職活動を繰り返し行っており、再就職先では当初非常勤職員であったがその後準社員になっていること等の事情を考慮**し、平成26年1月分から平成27年12月分まで減収分の全額が賠償された事例。
(和解事例1234 和解成立日 平成28年12月9日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、**原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化**したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との因果関係があると認め、平成28年11月末までの通院慰謝料（原発事故の影響割合7割5分）及び平成30年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。
(和解事例1389 和解成立日 平成30年5月23日)

個人：除染費用/放射線測定器購入などの賠償の例

(除染費用)

- ・栃木県那須塩原市に居住する申立人について、**自宅敷地の除染費用（芝撤去、表土入替、砂利入替、汚染土の埋設等）及び除染見積等作成費用**の、全額の賠償が認められた事例。
(和解事例1080 和解成立日 平成27年5月28日)
- ・山形県東部に居住する申立人が、自主的に実施した自宅の除染費用（庭等の土壌入替やコンクリート敷設等）について、**除染作業の内容や敷地内の放射線量等**に鑑み、除染に係る外部委託費用全額の賠償（東京電力からの既払分を除く。）が認められた事例。
(和解事例1108 和解成立日 平成27年8月5日)
- ・自主的避難等対象区域（二本松市）の申立人が本件事故後に新築した自宅について、**建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていたこと**等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償が認められた事例。
(和解事例1131 和解成立日 平成27年10月9日)
- ・自主的避難等対象区域（石川郡浅川町）に居住し、耕作地を賃借して米作を営んでいたが、耕作地の近隣の水田で栽培された米から放射性物質が検出されたことから、賃料として収穫した玄米を受領していた**地主から除染の実施を求められ、平成24年5月に除染目的で反転耕を行った**申立人について、反転耕の費用の一部が賠償された事例。
(和解事例1160 和解成立日 平成28年1月25日)
- ・自主的避難等対象区域（郡山市）所在の申立人所有の建物の**除染のために屋根の葺き替え**工事が実施されたことについて、葺き替え前の屋根の素材（アスファルトシングル屋根材）の**性質上、高圧洗浄の方法を採ることができず、葺き替え工事の実施が合理的**と考えられることを考慮して、工事費用の一部（解体工事費用の全額と新たな屋根工事費用を含むその他の**工事費用の2割**に相当する額）が除染費用として賠償された事例。
(和解事例1255 和解成立日 平成29年3月9日)
- ・自主的避難等対象区域（川俣町）に居住し、同区域（福島市）にアパートを所有していた申立人について、自治体を実施した同アパートの除染により発生した汚染土につき、**申立人において保管をするよう自治体から要請されたこと、法律上、汚染土を川俣町まで移動させることが禁じられていること**等の事情を考慮し、福島市内に借りていた同アパートの隣地の駐車場に汚染土を保管した期間の賃料相当額につき、除染関連費用（汚染土砂保管費用）が賠償された事例。
(和解事例1419 和解成立日 平成30年8月9日)